

2026年5月8日

門真市長 宮本 一孝 様

門真市職員労働組合
執行委員長 岩下 みゆき



要 求 書

2026年夏季・一時金要求について、下記のとおり要求します。

記

1. 要求額については、3.18ヶ月プラス54,000円とします。給与水準の引き下げの下での深刻な生活実態を直視して、夏期一時金要求に応え生活改善をはかること。
2. 「役職段階別加算制度」については、直ちに廃止し全職員一律10%支給に改めること。
3. 人事評価の結果に基づく勤勉手当・昇給の反映は撤回すること。
4. 自治体職員が住民のために健康で安心して働けるよう、必要な人員を正規職員として計画的に採用すること。違法な長時間労働やただ働き・サービス残業一掃に向けて、業務量に見合った人員増、時間外勤務規制など実効ある措置を講じること。
5. 夏期休暇については10日間とすること。また、週4日勤務の再任用職員や会計年度任用職員の夏期休暇を正規職員と同様とすること。
6. 定年の引上げに対するモチベーションの低下を引き上げるため、「(給付対象職員が8割となる)厚生会在会35年リフレッシュ支援金」や「年齢61歳の年度(定年の引上げ年度)にリフレッシュ支援金」を給付するとともに、「年齢61歳の年度(定年の引上げ年度)にリフレッシュ休暇5日間」を付与すること。
7. 現行の再任用職員(暫定再任用職員)の賃金を抜本的に改善し、定年引上げ後の職員や会計年度任用職員と均衡のとれたものとすることを、門真市当局として人事院など関係機関に要請すること。
8. 熱中症対策を強化し、安全で快適に働ける職場環境にすること。厚生労働省策定の「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」における「第3熱中症リスクに応じた措置」に基づく、ハード面・ソフト面の具体的措置を実施すること。また、熱中症の危険を伴う業務に従事する職員に夏期作業手当を支給すること。